

「メトロポイント規約」 新旧対照表

現行	改定
<p>第13条(家族会員にかかわるメトロポイントの取り扱い)</p> <p>1 家族会員のカード利用によって生じるメトロポイントは、本会員のメトロポイント口座に記録されます。</p> <p>2 家族会員は、その本会員のメトロポイント口座に記録されたメトロポイントの残高を、東京メトロ所定の方法により照会することができます。</p> <p>3 家族会員は、本会員のメトロポイント口座に記録されたメトロポイントを、別表に定めた特典2及び特典3に引換えることはできません。</p> <p>4 前3項によるメトロポイントの利用に関して会員の間で生じたトラブルについては、東京メトロは一切の責任を負いません。</p>	<p>第13条(家族会員にかかわるメトロポイントの取り扱い)</p> <p>1 家族会員のカード利用によって生じるメトロポイントは、本会員のメトロポイント口座に記録されます。</p> <p>2 家族会員は、その本会員のメトロポイント口座に記録されたメトロポイントの残高を、東京メトロ所定の方法により照会することができます。</p> <p>3 家族会員は、本会員のメトロポイント口座に記録されたメトロポイントを、別表に定めた特典2及び特典3に引換えることはできません。</p> <p>4 前3項によるメトロポイントの利用に関して会員の間で生じたトラブルについては、東京メトロが債務不履行責任または不法行為責任を負う場合、東京メトロに故意または重大な過失がある場合を除いて、東京メトロの賠償責任は会員に現実に生じた通常の損害に限りその責を負うものとし、事故が予見すべきであったか否を問わず、特別の事情から生じた損害、逸失利益については責任を負いません。</p>
<p>第14条(特典の取扱い)</p> <p>1 一旦特典に引換えたメトロポイントは、メトロポイントへ戻すことはできません。</p> <p>2 東京メトロは、特典の紛失・盗難等を理由とする特典の再提供及び補償の義務を負いません。また、会員が利用しなかった特典の補償に関して、東京メトロは一切の責任を負いません。</p>	<p>第14条(特典の取扱い)</p> <p>1 一旦特典に引換えたメトロポイントは、メトロポイントへ戻すことはできません。</p> <p>2 東京メトロは、特典の紛失・盗難等を理由とする特典の再提供及び補償の義務を負いません。また、会員が利用しなかった特典の補償に関しては、東京メトロが債務不履行責任または不法行為責任を負う場合、東京メトロに故意または重大な過失がある場合を除いて、東京メトロの賠償責任は会員に現実に生じた通常の損害に限りその責を負うものとし、事故が予見すべきであったか否を問わず、特別の事情から生じた損害、逸失利益については責任を負いません。</p>
<p>3 特典引換え後の取扱いについては、当該特典の利用条件(規約等)に従うものとします。</p>	<p>3 特典引換え後の取扱いについては、当該特典の利用条件(規約等)に従うものとします。</p>
<p>第16条(会員情報の変更)</p> <p>会員への必要事項の連絡や本サービスの利用等は、カード申込時に登録した会員情報により行われます。会員の</p>	<p>第16条(会員情報の変更)</p> <p>会員への必要事項の連絡や本サービスの利用等は、カード申込時に登録した会員情報により行われます。会員の</p>

都合により登録した会員情報を変更する場合、その他、登録した会員情報に変更が生じた場合には、カード会社に届出を行う必要があります。この届出が行われなかったために、必要事項の不達及び本サービスの利用等に何らかの障害又は不利益が生じても、東京メトロは一切責任を負いません。

第17条(免責)

- 1 カードの紛失、盗難等により第三者がメトロポイントを不正に利用した場合であっても、東京メトロは一切の責任を負いません。
- 2 東京メトロは、運営上の都合や障害の発生等により、本サービスの提供を一時的に中断、又は休止する場合があります。この場合であっても、東京メトロは一切の責任を負いません。
- 3 改札機等の障害や輸送障害、又は電子マネー端末の障害等により、やむを得ずPASMOが利用できないことによって、当該利用に対するメトロポイントの付与ができない場合であっても、東京メトロは一切の責任を負いません。
- 4 その他、東京メトロの責任に帰すことができない事由から発生した会員の損害については、東京メトロは一

都合により登録した会員情報を変更する場合、その他、登録した会員情報に変更が生じた場合には、カード会社に届出を行う必要があります。この届出が行われなかったために、必要事項の不達及び本サービスの利用等に何らかの障害又は不利益が生じた場合、これについて東京メトロが債務不履行責任または不法行為責任を負う場合、東京メトロに故意または重大な過失がある場合を除いて、東京メトロの賠償責任は会員に現実に生じた通常の損害に限りその責を負うものとし、事故が予見すべきであったか否を問わず、特別の事情から生じた損害、逸失利益については責任を負いません。

第17条(免責)

- 1 カードの紛失、盗難等により第三者がメトロポイントを不正に利用した場合、これについて東京メトロが債務不履行責任または不法行為責任を負う場合、東京メトロに故意または重大な過失がある場合を除いて、東京メトロの賠償責任は会員に現実に生じた通常の損害に限りその責を負うものとし、事故が予見すべきであったか否を問わず、特別の事情から生じた損害、逸失利益については責任を負いません。
- 2 東京メトロは、運営上の都合や障害の発生等により、本サービスの提供を一時的に中断、又は休止する場合、これについて東京メトロが債務不履行責任または不法行為責任を負う場合、東京メトロに故意または重大な過失がある場合を除いて、東京メトロの賠償責任は会員に現実に生じた通常の損害に限りその責を負うものとし、事故が予見すべきであったか否を問わず、特別の事情から生じた損害、逸失利益については責任を負いません。
- 3 改札機等の障害や輸送障害、又は電子マネー端末の障害等により、やむを得ずPASMOが利用できないことによって、当該利用に対するメトロポイントの付与ができない場合、これについて東京メトロが債務不履行責任または不法行為責任を負う場合、東京メトロに故意または重大な過失がある場合を除いて、東京メトロの賠償責任は会員に現実に生じた通常の損害に限りその責を負うものとし、事故が予見すべきであったか否を問わず、特別の事情から生じた損害、逸失利益については責任を負いません。
- 4 削除

切の責任を負いません。

メトロポイントに関するお問い合わせ先
東京地下鉄株式会社
〒110-8614 東京都台東区東上野三丁目19番6号

0120-104106(東京メトロお客様センター)
[URL:https://www.to-me-card.jp/](https://www.to-me-card.jp/)

(2022年4月1日改定(第二版))

メトロポイントに関するお問い合わせ先
東京地下鉄株式会社
〒110-8614 東京都台東区東上野三丁目19番6号
<https://www.tokyometro.jp/support/>

(2023年4月1日改定)